

議案第201号

平成26年度大阪市高速鉄道事業会計資本剰余金の処分について

平成26年度大阪市高速鉄道事業会計国庫補助金 1,261,807,701円のうち 137,073,340円、府補助金 36,618,610円のうち 2,538,608円、一般会計補助金 1,650,386,343円のうち 137,794,426円、受贈財産評価額 4,870,960円及びその他資本剰余金 206,632,547円を、未処分利益剰余金に振り替える。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方公営企業法第32条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地 方 公 営 企 業 法 (抄)

(剰余金の処分等)

第32条 省 略

2 省 略

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行わなければならない。

4 省 略